

佐賀県公安委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月24日

佐賀県公安委員会委員長 奥 田 律 雄

佐賀県公安委員会規則第9号

佐賀県公安委員会公印規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会公印規則（平成27年佐賀県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(印影の印刷)</p> <p>第8条 略</p> <p>(公印の事故報告)</p> <p>第9条 略</p>	<p>(印影の印刷)</p> <p>第8条 略</p> <p><u>(電子公印)</u></p> <p>第9条 <u>管理責任者は、電子計算機を利用して文書を作成する場合において、当該電子計算機又は電磁的記録媒体（電磁的方法により情報を記録することができる物をいう。以下同じ。）に記録した公印の印影（以下「電子公印」という。）を使用する必要がある場合は、あらかじめ電子公印使用承認申請書（様式第7号）により総務課長の承認を得て、電子計算機を用いて電子公印を文書に出力し、公印の押印に代えることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定による電子公印の使用に当たっては、印影の改ざん、複製、盗用その他の不正な利用を防止するための措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>3 管理責任者は、電子公印を使用する必要がなくなった場合は、速やかに当該電子公印に係る印影を電子計算機及び電磁的記録媒体から復元できない方法により消去し、電子公印使用廃止届（様式第8号）を総務課長に提出しなければならない。</u></p> <p>(公印の事故報告)</p> <p>第10条 略</p>

様式第6号の次に次の2様式を加える。

第 年 月 日
号

警務部総務課長 殿

管理責任者

電子公印使用承認申請書

下記のとおり電子公印を使用する必要があるので申請する。

記

- 1 電子公印を使用する文書の名称
- 2 電子公印として印影を使用する公印の名称
- 3 使用数 年間 約 通
- 4 電子公印の使用を必要とする理由
- 5 印影の改ざん、複製、盗用その他の不正利用を防止するための措置
- 6 運用開始予定年月日

様式第8号（第9条関係）

第 年 月 日
号

警務部総務課長 殿

管理責任者

電子公印使用廃止届

下記のとおり電子公印の使用を廃止したので届け出る。

記

- 1 電子公印の使用を廃止した文書の名称
- 2 電子公印の使用を廃止した理由
- 3 廃止年月日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。